

平成 24 年 天草市農業委員会第 2 回総会議事録

平成 24 年 2 月 28 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番		君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番		君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番		君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番	大塚 宏	
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番		君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番		君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（5 名）

2 番	滝下清三郎	君	5 番	梅本 秀幸	君
13 番	松本カツエ	君	23 番	平岡 秀樹	君
29 番	前田 達也	君			

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 査	寺澤 大介		

#### 4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 10 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 11 号 平成 24 年度天草市農業労働賃金標準額の設定について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 24 年第 2 回総会を開会致します。大変恐れ入りますけれど、携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードへ切り替えていただきたいと思います。それでは初めに鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。少しは寒さも和らいできたと思っております。たけれど、一週間のうち 3 日位しか晴天の日はなかですね。あとは全部曇りとか雨です。本日も足元悪い中、皆さん方にご出席いただきましてありがたく思っております。でも、少しずつ春めいたなと思うのは、私の地区で麦を作っているのですけれど、ひばりが 10 日位前から 1 羽高く飛び込んでピークピークとやっております。また梅の花も大分ほころんでまいりましたし、いよいよぬくなるなと思っております。ぬくなると、天草は早期地帯でございますので、なにかと農作業が忙しくなります。皆さん方どうぞ体に気をつけていただきたいと思います。それと、先日天草都市協議会の研修会に皆さん方お忙しい中にご出席いただき、真剣に最後まで研修受けられて大変だったなと思っております。また、来月 6 日は、県の全体研修があります。研修が続きますけれど、これも自得のためでございますので、どうか参加していただきますようよろしくお願い申し上げたいと思っております。ただいまから総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は、5 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。ここでお願いをいたします。総会は、原則公開でございますので個人を特定する内容、つまり、氏名や詳しい住所等の発言はしないようにお願いします。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願い致します。

---

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、25 番川峯正美委員、26 番佐藤駿二委員を指名致します。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第 2、議第 7 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。その後、農業委員より説明をお願いします。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料番号は 、 です。1 番について説明します。

本渡町の譲受人は、港町の譲渡人より本渡町の田 2,183 m<sup>2</sup>、畑 9.08 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には稲作される計画です。

主任（吉田直哉君） 2 番について説明します。本渡町の譲受人は、本渡町の譲渡人より、本渡町本泉の田 229.11 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。

主任（松村康平君） 3 番について説明します。楠浦町の譲受人は、楠浦町の譲渡人より楠浦町の田 1,282 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には稲作される計画です。

主任（吉田直哉君） 4 番について説明します。河浦町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、河浦町の田 4,716 m<sup>2</sup>、畑 2,828 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しません。申請地は水稲と牧草を作付される計画です。

5 番について説明します。河浦町の譲受人は、広島県江田島市の譲渡人より、河浦町の田 112 m<sup>2</sup>、畑 254 m<sup>2</sup>を受贈したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は水稲と野菜を栽培される計画です。

6 番について説明します。河浦町の譲受人は、河浦町の譲渡人より、河浦町の畑 102 m<sup>2</sup>を受贈したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地は野菜を栽培される計画です。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは1 番について担当委員より説明をお願いします。

35 番（松原高弘君） 35 番、松原です。1 番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたが、譲受人は親子3 人で水稲を中心に農業をされ、今回経営規模拡大のため農地を取得したいというものです。申請地は苓明高校付近で、譲受人の自宅の隣接地になり、10 年程前から水稲を作付けしております。今年度より水稲を 60a 作付けされるそうです。息子さんは農機のオペレーターで、地区の農作業を委託される等一生懸命がんばっておられます。特に問題ないと思われまますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1 番の件につきまして、質疑はございませ

んか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番について担当委員より説明をお願い致します。

35番 ( 松原高弘君 ) 35番、松原です。2番について説明致します。先程事務局から説明がありましたように、農地を取得したいというものですけれど、譲渡人と譲受人は隣同士で申請地は譲受人の自宅の隣接地となっております。この土地は転作制度が始まった当初から今日まで菜園畑として耕作しておられました。自宅近くに農地がなく、菜園畑として譲受け栽培管理したいということでした。譲受人は公務員で休みの時に家族と農業をされており、耕作面積も40aを上回っておりますので問題ないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番について担当委員より説明をお願い致します。

1番 ( 鬼塚猛清君 ) 1番、鬼塚です。3番について説明致します。譲渡人の希望で農地を買っていただきたいということでございました。また申請地は譲受人の自宅の近くでもございますし、自分の農地とも隣接しております。そういうことで、申請があがっております。譲受人も今回の申請地を加えますと、約1町の経営規模になります。がんばり屋でございます。よろしくご審議をお願い致します。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ただ今説明致しました3番の件につきまして、質疑はございませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番について担当委員より説明をお願い致します。

32番（落合正實君） 32番、落合です。4番についてご説明致します。申請地は河浦高校から県道を山手の方に2km程行ったところの県道沿いです。申請地は現在譲受人がずっと耕作をされておりまして、譲渡人が熊本に家を作って天草に帰らないから農地を買ってほしいという相談がございまして、今回契約がまとまったということで申請がなされております。譲受人は勤め人ですが、両親と一緒に畜産をされておりまして、なんら問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番の件につきまして、担当委員より説明をお願い致します。

32番（落合正實君） 32番、落合です。5番について説明します。申請人は伯父と甥の間柄ですが、譲渡人が天草には戻らないから農地を甥に譲るということで申請がっております。譲受人は実家からちょっと離れて暮らしておられますけれど、実家で農作業等をずっとされておられましてなんら問題はないと思えますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番について担当委員より説明をお願い致します。

32番（落合正實君） 32番、落合です。6番について説明致します。譲受人と譲渡人は親子でございまして、親父さんが年を取られて息子に農地を譲りたいということで今回申請

があがっております。譲受人はずっと農作業されており問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第8号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

主査（寺澤大介君） お手元の資料の 、 、 をご覧ください。1番について説明します。熊本市の申請人は貸駐車場とするため、本渡町の畑585㎡を転用したいというものです。既に駐車場として利用しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。資料 の1ページと2ページに見取図と現地写真が載っておりますので、ご覧いただきたいと思います。申請人が熊本在住のために畑として利用できないので、貸駐車場として利用したいという申請でございます。場所は町山口川の川沿いで山口橋付近です。現在申請地近くにある会社の従業員駐車場として利用されておりますので、始末書がつけられております。周囲は住宅地でございます。農地はございませんので問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 2番について説明します。本渡町及び兵庫県川西市の申請人3名は貸駐車場とするため、本渡町本渡の畑193㎡を転用したいというものです。既に貸駐車場として使用しているため、始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。2番について説明致します。申請人が高齢のために農業をできないので、将来の生活安定のために貸駐車場にしたいという申請でございます。場所は山口橋を渡りまして、西ノ久保公園に行くところの途中でございます。ここも1番案件と同じ会社の従業員の駐車場として現在利用されておまして、始末書がつけられております。周囲は住宅と田が西側にございますけれど、道路を挟んでの水田ということで別に問題はないかと思っております。よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 3番について説明します。本渡町の申請人は宅地拡張するため、本渡町本泉の畑108㎡を転用したいというものです。既に増築工事が完了しているため、始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております。基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。3番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたように、住宅用地として転用したいというものです。既に住宅が建っていますので、始末書がついております。家族6人で生活するには狭く不便なため、20年前に増築されました。最近増築されたところの一部が農地であることが判り、今回の申請をなされました。周囲は宅地化が進んでおり問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議を

お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願いします。

主査（寺澤大介君） 4番について説明します。有明町の申請人は植林し山林とするため、有明町の田2,699㎡を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

10番（元島正則君） 10番、元島です。4番について説明致します。位置図と写真については、7ページ、8ページでございます。場所については、上津浦の国道から南西に登った迫でございます。この配置図から見ますと、申請地の周りに畑、田が東と北側にございますけれど、現在は雑木林の状態でございます。申請地については、立派な田であったわけですが、昨年からは猪が入って中々対処することができないということで、今回耕作を諦めて山林にしたいということでございます。西側には結構大きな池がございます。周囲にはなんら迷惑が掛からない現状だろうと思います。そういうことで、現地確認して参りましたので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願いします。

主査（寺澤大介君） 5番について説明します。倉岳町の申請人は墓地とするため、倉岳町の畑318㎡のうち27.11㎡を転用したいというものです。また市環境課の墓地等経営許

可の申請もされ許可見込みであります。既に基礎工事がなされていますので、始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。個人情報保護のため、氏名と住所は伏せますので資料をよく読んでください。申請物件は墓地です。早めに基礎をされていましたので、始末書がついております。200m範囲内の同意書も取れております。10日の晩でしたかね、申請人の家に行きまして、墓地申請なので、必ず周囲の同意書を取ってくださいということを言いまして、取ってもらいました。現在、近くの山の上に墓を持っておられますが、年をとって体がかなわないからとても参りにいけないとのこと。だから家の隣の畑に墓を建てたいということですので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願いします。

主査（寺澤大介君） 6番について説明します。倉岳町の申請人は植林し山林とするため、倉岳町の畑2,463㎡を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。6番について説明します。地図は資料 の11ページ、写真は12ページです。よくご覧ください。この案件は農地を山林にするということですので、支所の担当者と一緒に確認に行ってきました。別に異常はないと思いますので、皆さんの審議審査をよろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 7 番について事務局より説明をお願いします。

主任 ( 吉田直哉君 ) 7 番について説明します。牛深町の申請人は個人住宅とするため、牛深町の畑 120 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。既に工事が完了しているため、始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 3 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 次に担当委員より説明をお願いします。

37 番 ( 戸谷泰典君 ) 37 番、戸谷です。7 番について説明します。資料 の 13 ページと 14 ページの位置図と写真をご覧くださいと思います。場所は牛深市民病院の近くになります。周囲は宅地化されており、写真では新築のように見えますが外壁が修繕されておりまして、実際は 40 数年を超えた家でございます。今回の地籍調査の結果を受けて申請されたものです。なんら問題ないかと思しますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ただ今説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はありませんか。

( 質疑なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 鬼塚猛清君 ) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 8 番について事務局より説明をお願いします。

主任 ( 吉田直哉君 ) 8 番について説明します。熊本市の申請人は植林し山林とするため、河浦町の畑 6,238 m<sup>2</sup>を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長 ( 鬼塚猛清君 ) 次に担当委員より説明をお願いします。

16 番 ( 大塚宏君 ) 16 番、大塚です。8 番について説明します。申請してある物件は、みかん山の跡地でございます。写真は資料 の 16 ページにあります。申請人のお父さんが亡

くなられて10年になりまして、放置みかん園というような状態になっております。確認に行きましたけれど、他に迷惑も掛からないような場所でした。よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に9番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 9番について説明します。河浦町の申請人は植林し山林とするため、河浦町の畑4,711㎡を転用したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

16番（大塚宏君） 16番、大塚です。9番について説明します。これも8番案件と同じような条件でした。写真は資料 の18ページです。みかん山の跡地になります。なんら問題ないと判断して参りましたので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

---

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 1番について説明します。亀場町の譲受人は個人住宅とするため、神奈川県横浜市の譲渡人より丸尾町の畑304㎡の内152.46㎡を売買により転用したいというものです。

別紙資料 の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。1番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたように、住宅用地に転用したいというものです。場所と現地の状況は資料 の19ページ、20ページとなっております。譲受人は現在アパート住まいで、子供も大きくなり狭く不便なため自己住宅を新築したいというものです。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。雨水は道路側溝に流されます。図面のように周囲は宅地化が進んでおり特に問題ないかと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 2番について説明します。五和町の譲受人は建売住宅とするため、神奈川県横浜市の譲渡人より丸尾町の畑304㎡の内152.46㎡を売買により転用したいというものです。

別紙資料 の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。2番について説明します。譲受人はただいま事務局説明のとおり、住宅を新築したいというものです。場所と現地の状況は資料 の21、22ページになります。先程ご審議していただきました申請地の西側になります。申請地は本渡北土地区画整理事業により、近年住宅・商業地化が進んだ地域で、住宅地としての需要も多く建売住宅として最適であるとのことで建築されます。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。雨水は道路側溝に流されます。周囲は宅地化が進んでおり特に問題ないかと思われるますが、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。今詳しい説明でしたけれど、1番と2番の案件は同じ所在地ですけれど、同じ所の申請になるのですか。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。先程説明しましたように、1番の申請地の西側が2番の申請地になります。以上です。

28番（川原昭雄君） 28番、川原でございます。20ページの写真と22ページの写真は前後でございますが、1番の案件の進入路はどこにあるのですか。

35番（松原高弘君） 1番の申請は東側、2番の申請は西側にそれぞれ市道がありますので、道路から直接自宅に入れるかと思えます。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 川原委員よろしいでしょうか。

28番（川原昭雄君） よく判りません。

議長（鬼塚猛清君） 事務局、説明をお願いします。

主任（松村康平君） 配置図を見ていただくと判ると思いますが、それぞれの申請地の両端に道と示しております。

議長（鬼塚猛清君） 写真の場合、一箇所から写してある関係で判りにくいですが、両端に道が入っているということです。川原委員、よございませうでしょうか。

28番（川原昭雄君） よかです。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございせんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございせんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 3番について説明します。浜崎町の譲受人は個人住宅とするため、浜崎町の譲渡人より本渡町の畑445㎡を売買により転用したいというものです。

別紙資料の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。3番について説明致します。ただいま事務局から説明がありましたように、譲受人は住宅として転用したいというものです。場所と現地の状況は資料の23、24ページになります。譲受人は現在借家住まいで、家族5人で暮らしていますが、狭くて不便なため自己住宅を新築したいというものです。給水は市水より、

生活排水等は公共下水道へ流されます。雨水は道路側溝に流されます。図面の上の方を見てください。申請地の北側に農地がありますが、人間関係が色々ありまして同意が取れない旨の理由書がついております。周囲は宅地化が進んでおり、特に問題ないかと思いますのでよろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。ただいま詳しい説明がありましたけれど、1件同意書が取れていないということで後から揉めたり裁判沙汰になったりということはないのでしょうか。そこを詳しくお願いします。

35番（松原高弘君） 宅地に転用する場合、同意がなくてもよろしいそうです。

議長（鬼塚猛清君） 事務局、補足説明をお願いします。

主任（松村康平君） 説明します。隣接同意は必ずしも添付しなければならないということではございません。同意に関しましては先程松原委員さんが言われたように、色々な人間関係がありまして、どういうことでも印鑑をつかない、署名をしないという方がなかにはおられます。その時には、同意に至らなかった理由書だけで良いこととなっております。以上です。

20番（原田康盛君） 農地法では同意書を取らなくてもいいようになっていますけれど、もしもの揉め事があれば、裁判沙汰になれば、「俺はいっちょん同意もしとらんでが」ということで主張する可能性があるわけですよ。だからですね、日頃からいい関係を持って、なるだけなら同意を取ってもらえればと思いますけれど。後々の揉め事を考えれば穏便に許可申請をしてもらった方がよかつじなかなかなと私は思うとです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 原田委員の本当に聞きたいというのは十分判ります。事務局にお伺いしたいと思いますけれど、転用したことで被害があるような地域であるか、同意が取れんけん、ある程度引いて建物を建てる等の方策をしないと、日照関係なり色々な問題が出てきた時に大変かなと思います。その点お伺いしたいと思います。

主任（松村康平君） 資料 の23ページの配置図をご覧いただきたいと思います。実際に同意が取れなかったところというのは、申請地の北側の宅地のさらに北側にある畑でございます。よって、住宅を建てることでこの畑に影響があるものではありません。ここの同意に関しましては、譲受人とこの畑の所有者の仲が悪いということを知っていますので、それで同意が取れなかったということです。

議長（鬼塚猛清君） 判りました。そういうことで、隣接農地には迷惑が掛からないということでございます。よろしいでしょうか。

20 番（原田康盛君） はい。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 4 番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 4 番について説明します。熊本市の借受人は店舗、車両置場とするため、本渡町の貸渡人より本渡町の田 720 m<sup>2</sup>を賃借により転用したいというものです。既に店舗、車両置場とされているため始末書が添付されています。

別紙資料 の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第 3 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35 番（松原高弘君） 35 番、松原です。4 番について説明致します。借受人はただいま事務局説明のとおり、店舗として転用したいというものです。既に店舗を建築してありますので、始末書がついております。昭和 61 年に造成され、平成 4 年に借受人が店舗を建築されております。最近農地であることが判り、今回の申請となっております。図面は資料の 25 ページ、26 ページとなっております。申請地の隣は地目が農地のため隣接同意がついております。ここの所有者には無断転用ですので、事務局から所有者へ指導なされております。周囲は宅地化、商業化しており特に問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありますか。

20 番（原田康盛君） 20 番、倉岳の原田です。詳しい説明がありましたけれど、1 つ確認をしたいと思います。申請地の左側に田がありますね。これは今でも耕作されておっつですか。耕作されれば、排水問題とかが出てきますのでその辺を詳しく聞きたいと思えます。

主幹（中村政一君） 本来は担当委員であります松原委員からお答えいただくのが普通なのですが、この案件につきましては松原委員のご説明の中にもありましたように、松原委員さんと事務局で違反転用の農地パトロールで見て回った結果、違反転用が判りまして指導した案件でございます。指導した結果こうして 5 条の申請に至ったということでご

ございます。隣に台帳地目、田がありますが現況はここも違反転用でございまして5条申請を指導している部分でございます。書類上は隣接同意をつけていただいておりますが、現況は転用されている場所でございます。ただ、都市計画地域の用途区域に入りますので、申請があれば原則許可ということで対応したいと考えているところでございます。以上です。

20番(原田康盛君) 地目は田ですけれど、雑種地並に使用してあるということですので、こういうところは雑種地なり宅地なりに申請するように事務局からの指導をお願い申し上げます。

議長(鬼塚猛清君) 事務局と地元委員とでこの無断転用を掘り起こしたところです。自分達自らが掘り起こして的確に農地法にのっとって申請させるということはすばらしいことです。皆さん方もそういうことで進めていただければと思います。以上です。

議長(鬼塚猛清君) ほかに質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

主任(松村康平君) 5番について説明します。本渡町の譲受人外2名は通路とするため、本渡町の譲渡人より本渡町の田46㎡を売買により転用したいというものです。既に通路とされているため始末書が添付されています。

別紙資料の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

35番(松原高弘君) 35番、松原です。5番について説明致します。譲受人はただいま事務局説明のとおり、住宅の出入り口道路として転用したいということです。既に利用してありますので、始末書がついております。雨水は南側に側溝を設け、道路側溝へ流されます。場所は資料の27ページ、現地の状況は28ページとなっております。申請地の西側は別の5条宅地申請地となっておりますが、道路も一括して申請するようお願い致しました。その結果、道路申請と西側の申請があがっています。さらに宅地申請地の西側も宅地申請の予定ですが、今月の申請には間に合わず来月の申請になるかと思っております。よろしくご審議をお願い致します。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。申請地の南側に田がありますが、これは耕作されておっつとでしょうか。それとも開拓されて雑種地あたりになっつとつとでしょうか。説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 次の6番の案件でこの田については説明しようかと思っていました。この田は譲渡人の田で、南側であるし特に問題ないかと思えます。以上です。

20番（原田康盛君） 判りました。譲渡人の田ですね。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 6番について説明します。今釜新町の譲受人は個人住宅とするため、本渡町の譲渡人より本渡町の田170㎡を売買により転用したいというものです。既に宅地として造成されているため始末書が添付されています。

別紙資料の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。6番について説明致します。譲受人は事務局説明のとおり住宅を建築したいというものです。現地は既に造成されておりますので、始末書がついております。譲受人は現在アパート住まいで、子供が成長し狭く不便なため自己住宅を新築したいというものです。給水は市水より、生活排水は公共下水道へ流されます。雨水は道路側溝に流されます。先程指摘がありました、図面の左、つまり西側、図面の下南になりますが、いずれも譲渡人の所有です。南の田は現在田を作っておられます。周囲は宅地化が進んでおり特に問題ないかと思えますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願い致します。

主査(寺澤大介君) 7番について説明します。楠浦町の譲受人は農機具倉庫を建築するため、楠浦町の譲渡人から楠浦町の畑131㎡を売買により取得し、転用したいというものです。既に倉庫を建築しているため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

1番(鬼塚猛清君) 7番について説明致します。資料の31ページと32ページを見ていただきたいと思います。場所は亀場から楠浦までバイパスが通っております。その終点付近の谷間の下でございまして、道路からも見えないところになります。申請地の少し離れた北側は基盤整備されたところですが、申請地は基盤整備から除外されています。字図を見ていただければ判ると思いますが、道はこの畑に行く進入路であり、あとは山林に囲まれているところです。倉庫というのは税務関係では3方張って倉庫として認めるらしいですが、写真を見て判るようにこの畑に小さなコンボと耕運機をいれる小さい倉庫とか物置を設置するということです。原田委員から質問があると思いますけれど、南側に田と畑があります。畑は幅が2mない位の幅です。田は2mから3m位の幅です。それぞれ原野化されていて、なんら問題ないと思います。よろしくご審議をお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明致しました7番の件につきまして、質疑はございませんか。

20番(原田康盛君) 20番、倉岳の原田です。会長からの指名でございますので、一応確認のため聞きたいと思います。これは会長が言われるように倉庫と言えるのかなと思います。皆さんどう思われますか。これは倉庫というよりもただの置場、物置場ということですかね。倉庫じゃなかつじゃないかなと思うとですけど。

1番(鬼塚猛清君) 置場でも倉庫でも長期間転用する場合は申請するようになっております。

議長(鬼塚猛清君) ほかに質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に8番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 8番について説明します。佐伊津町の借受人は個人住宅とするため、佐伊津町の貸渡人より佐伊津町の畑 229 m<sup>2</sup>を貸借により転用したいというものです。

別紙資料 の農地法許可基準に照らした結果、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

26番（佐藤俊二君） 26番、佐藤です。8番について説明します。貸渡人と借受人は親子です。現在住んでいるところに同居しているのですけれど、借地ということで自分の農地に家を建てたいというものです。資料 の33ページの上の図面を見てください。場所につきましては、佐伊津にあります建設団地付近になります。34ページの写真を見ていただくと判るように、近所は住宅が立ち並ぶようなところです。隣接地の同意も取れておりますし、なんら問題ないかと思しますのでよろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。ただいま詳しい説明がありましたけれど、確認したいと思います。周囲は図面では畑となっておりますけど、ここは今でも耕作されておっつでしょうか。

26番（佐藤俊二君） 耕作されております。

20番（原田康盛君） 建物が建てば日照関係とかの影響がないのかそこら辺を説明をお願いします。

26番（佐藤俊二君） そんな影響はないと思いますけれど、同意書も揃っておりますのでいいんじゃないかと思えます。

議長（鬼塚猛清君） 原田委員よございますか。

20番（原田康盛君） 近隣の同意が取れて話がついておればですね、それを確認したかったので、よかと思えます。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございせんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございせんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致

します。

次に9番について事務局より説明をお願いします。

主任(吉田直哉君) 9番について説明します。五和町の譲受人は店舗駐車場とするため、五和町の譲渡人から五和町の田496㎡、畑202㎡を売買により転用したいというものです。一部造成工事がなされているため、始末書が添付されております。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

7番(佐々木碩哉君) 7番、佐々木です。9番について説明します。資料の35、36ページです。ただいま説明がありましたとおり、一部駐車場として使用されております。これは譲渡人が駐車場に使っておられまして、譲受人がされたわけではありません。譲受人は今度しゃぶしゃぶ店を作ろうということで、宅地を買われてその駐車場とするための申請でございます。周囲の同意も全部取っていただきました。区長さんの排水同意も取れてございます。別に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) ただ今説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に10番について事務局より説明をお願いします。

主任(吉田直哉君) 10番について説明します。五和町の譲受人は個人住宅用地とするため、五和町の譲渡人から五和町の畑56㎡を売買により転用したいというものです。既に住宅が建築されているため始末書が添付されています。

資料の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しております。

議長(鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

38番(森本文隆君) 38番、森本です。10番について説明します。お手元の資料の37、38ページになります。場所は鬼池港より南西に入った住宅地になります。写真をご覧のように既に住宅として使用されております。南側の畑につきましては、申請地が北側にありますので、日当たり等は何も問題ないように思われます。排水等についても見ましたが、

農地には何も影響ないと思われます。よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

---

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第 5、議第 10 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 資料は のみです。議第 10 号について説明します。今回は農事組合法人として法人設立された農業生産法人による新規参入分と農業生産法人以外の法人としての新規参入分の利用権設定の申出がっております。

新規農業生産法人の案件につきましては、議第 10 号の 2 ページの 5 番から 4 ページの 26 番にかけてあげております。これは、農地利用集積円滑化団体である農協が下浦町地内の農地の所有者から農地を集積した後、農業生産法人へ転貸するといった賃借権の設定となっております。今後、断続的な集積が予想されますが、今回は田 14,042 ㎡、畑 5,128 ㎡、合計 19,170 ㎡で、作目は田へ水稻、畑へ高菜を栽培される計画です。

また、農業生産法人以外の法人の案件につきましては、議第 10 号の 6 ページの 36 番から 8 ページの 52 番にかけてあげておりますが、有明町地内の田 22,040 ㎡、排水路 69 ㎡で合計 22,109 ㎡の賃借権の設定となっております。申請地はソバを栽培される計画です。

これらを含んで今回は 1 番の本渡町の申請人ほか利用権の新規設定の計画が 67 件、再設定の計画が 4 件の合計 71 件で、総面積は 142,587 ㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の(1)の のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

また、農業生産法人以外の法人に対する利用権の設定は、本市の基本的な構想のお第 4 の 1 の(1)の の及び に掲げる要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がりましたが、各担当委員より補足説明はありま

せんか。

(なしとの声あり)

議長(鬼塚猛清君) それではただいま説明がありました1番から71番までの件について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) ご異議がありませんので、71件については、計画のとおり決定致します。

---

議長(鬼塚猛清君) それでは日程第6、議題11号、平成24年度天草市農業労働賃金標準額の設定についてを議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

主幹(中村政一君) 平成24年度天草市農業労働賃金標準額を別紙のとおり定めるということで提案を致しております。説明致します資料は右肩にとついている資料になります。1番上が労働賃金標準額の一覧表になっております。この労働賃金標準額の設定は、各農家の農作業賃金の目安を示すことにより、当事者間の混乱ができるだけ発生しないよう利便性を図るための行政サービスです。ですから、この標準額は拘束力を持つものではなく、あくまで農作業受委託の参考となるものです。

それでは、平成24年度天草市農業労働賃金標準額(案)をご覧ください。

平成24年度案につきましては、総合的な状況判断から昨年度と同額で提案させていただきました。では、案の作成に至った経緯につきまして説明をいたします。

まず、資料1-1の地域別最低賃金決定状況の推移(熊本県)をご覧くださいと思います。これは、厚生労働省熊本労働局の資料より、熊本県の最低賃金の決定状況を表しております。熊本県においては、平成18年で時給612円であったのが、平成22年度は、時給643円となっております。その後平成23年10月20日から647円が適用されています。日額換算で5,176円になります。

次の資料1-2は熊本県の最低賃金が公表された表です。

3ページの資料2-1は、農林水産統計の農業物価指数です。平成17年を基準とした指数で、平成24年1月30日公表の資料です。農業物価指数は、農家が販売する農産物の生産者価格及び農家が購入する農業生産資材価格を把握し、農業における投入・産出の価格変動を測定するものです。

まず、農産物価格指数は、農家が販売する農産物の価格を指数化したもので、「調査結果の概要」に記載してありますが、平成 23 年の農産物価格指数(総合)は、102.3 で、米などの上昇により前年同月比は 1.8%上昇したようです。

その下の図 1 は、平成 21 年から 23 年までの 3 年間の指数の動きを表しています。月別の変動はありますが、ほぼ前年並みの価格になっています。

農業生産資材価格指数は、農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、平成 23 年の農業生産資材(総合)価格指数は、112.6 で、飼料、光熱動力などの上昇により、前年同月比は 2.5%上昇しています。

下の右側の図 2 を見ていただきますとお分かりのとおり平成 21 年から緩やかな低下傾向が見られたものの、平成 23 年度は緩やかな上昇傾向が見られます。その下には少し詳しい区分の数値が記載してあります。

4 ページの資料 2-2 は参考として、1 として、主な農産物の類別・月別価格指数の推移が直近 3 年間分グラフで記載してあり、2 で主な農業生産資材の類別・月別価格指数の推移が直近 3 年間分グラフで記載してあります。特徴的なのは、光熱動力で、平成 21 年 1 月に下がっていた指数が、徐々に上昇し、平成 20 年 12 月頃の価格と同じになっているのがお判りと思います。

次の 5 ページの資料 3 は、石油製品の天草市契約単価の推移ですが、市の契約検査課で単価契約をしたもので、価格には消費税を含んでいます。平成 23 年 1 月の石油製品の単価に比べ、平成 24 年 1 月の単価は無鉛ガソリン 1 当たり 154 円で 9 円値上がりし、アップ率で 6.21%の増加となっています。また、軽油が 6 円の値上がり、灯油 4 円、A 重油 9 円の値上げとなっており、アップ率は軽油が 4.84%、灯油 4.21%、A 重油は 9.68%となっています。下のグラフで判るとおり、今年の 4・5 月をピークに若干下降はしていますが、高値安定で推移しています。

6 ページの資料 4 は天草市管内の営農組合等の農作業受託料金等を取りまとめた資料です。有明地区の運搬料が 2,000 円から 2,500 円に上昇するなど、燃料費の上昇の影響が見られますが、ごく一部を除き平成 23 年度での変更はなく、24 年度も現時点では変更の予定は無いとのことでした。

7 ページの資料 5-1 は、天草市農業労働賃金標準額の推移をまとめた表をつけています。合併当初の平成 18 年度は旧市町の額を引き継ぐということで特別ですが、平成 19 年度から平成 22 年度まで変動はありませんでした。昨年度はロールベアによる稲ワラ梱包作業料金を追加し、一般農作業賃金を最低賃金の上昇に合わせ 200 円増額しています。

8 ページの資料 5-2 が標準額の表を公表する際の説明文の推移を参考までに列記しています。

9 ページには資料 6-1 として、上天草市と苓北町の標準額で天草市と対比できる項目を比較した表になります。上天草市、苓北町とも天草市に比べ、若干高めになっています。

最後の 10 ページは、上天草市と苓北町の公表時の表を資料 6-2 として添付しています。

以上、資料 1-1 から資料 6-2 までの状況をまとめてみますと、最低賃金が 0.62% アップしており、時間単価が 647 円になっています。8 時間に換算すると、5,176 円で、平成 24 年度に 2% アップしたと仮定しましたら、5,280 円になります。

燃油価格の上昇は数値的にはっきりしていますが、農機具を使用する受託作業の料金に占める燃油価格の割合等が不明ですので、最近、高値安定の形になっている影響が数値的にどの程度になるのか判明しません。

また、上天草市、苓北町の金額は天草市と比べ若干高めですが、それぞれの農業を取り巻く状況も違っていると考えます。そのため、平成 24 年度の案は昨年と同額で作成いたしました。ご協議をお願いいたします。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました本件につきまして、質疑はございませんか。

4 番（坂上眞守君） 4 番、坂上です。コンバインの刈り取り賃金は 13,000 円となっていますけど、倒伏田とかを区別していただいた方がいいんじゃないのかなと思いますんですけど。プラス 3,000 円とか色んな書き方があると思いますけど、いかがでしょうか。

主幹（中村政一君） 資料 4 をご覧いただきたいと思います。資料 4 の中には受託組合によっては、倒伏した場合には割り増しになりますという記載をしてあるところもございます。戻りまして、天草市農業労働賃金標準額の一覧表の 1 番下のところに、「この労働賃金はあくまでも標準であるため、基盤整備が済んでいない田畑や軽油などの燃料価格の変動に伴う経費の増加等については、地域の実情等を考慮のうえ当事者間で協議して決めてください。なお、営農組合、受託組合等においては、それぞれの受託料金が設定されています。」ということで幅を持たせたかたちで公表しております。ただ、委員さん方の合意に基づいてコンバインの刈り取りで倒伏田あたりを明記した方がいいという意見が多数を占めましたなら、再度検討はさせていただきたいと思います。

4 番（坂上眞守君） 金額は見ますけど、下の注意書きは多分頼ます人は見とらんとですよ。できれば、倒伏等は上乘せというのを記載していただければ幸いと思うんですけど。

1 番（鬼塚猛清君） 1 番、鬼塚です。楠浦の営農組合では倒伏したら何割位倒伏したのかということですね、2 割からつけております。大体全面倒伏は滅多にありませんけれど、

度合いを見て2割位くれんですかということで、自分からお願いして貰っています。それでつまらん時は刈らんばかりじゃっけん。ばってんですね、ずっと頼む人にはちょっと倒れとるけん時間も掛かりますけん少しばかり賃金上げてくれんですかとボスツと言います。やはり、少しは言わないと分かりませんし。それとですね、坂上委員が言われるように倒伏度合いによっては、そういう上下もございますという書き方も必要じゃなかなと思います。

4番（坂上眞守君） 毎年倒さす人もおらるもんじゃっけん。

主幹（中村政一君） 坂上委員さんのご意見は、実際に作業される方のご意見としてもっともだと思います。資料4の中に、例えば栖本地区は3,000円アップになっていたり、あるいは有明地区1,000円アップから3,000円アップの幅を持たせたような金額になっていたり、あるいは上天草、苓北も倒伏田は3,000円アップの金額を明示してあるとは思いますが。先程のご意見の中に、下の方の文書は読まないというのがありましたけれど、ここに倒伏等の場合は割高になりますという表現をつけて公表するか、あるいは右側の備考欄のコンバインの刈り取りのところに「倒伏田は割り増しあり」等の表現でどうでしょうか。

議長（鬼塚猛清君） よございますかね。

3番（川崎眞志男君） 3番、川崎です。形状によっても値段が違います。新和地区の場合は記載していませんけど、実際は倒伏とか形状によってもちょっと違わせています。

主幹（中村政一君） すみません。ご説明がちょっと漏れていましたけれど、天草市の標準額は基盤整備が済んでいる水田を基準としております。形の悪いところとか、あるいは狭くて小さい狭小水田等は割り増しになると元々考えております。基盤整備関係は1番上のあらぐれからほとんど全部が該当するものですから、備考欄ではなくて、表の1番右上に書いてあります。もし、それを書くとしたら備考欄に同じ文言が並ぶことになり分かりづらくなると思いますので、基盤整備関係につきましてはこのかたちでお願いできればと思っております。

議長（鬼塚猛清君） 坂上委員の倒伏の場合は備考欄に書くということでよございますかね。標準額は整備田に限っての目安としております。でもやはり、形状が悪かったり、沼地、湿田であったり刈り取りの時に機械がめる時があります。そういう時はそれ相当の賃金を上げてもらうような方法を自分自身ですべきじゃないかなと思います。細かいことをそれぞれ書くと、なんがなんじゃ分からんこととなります。請け負う業者そのものが自分で収入を得るのだから、それだけのある程度の交渉は必要だと思います。そういうことでよございますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、平成 24 年度天草市農業労働賃金標準額については原案に一部追加記載して決定させていただきます。

---

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第 7、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主査（寺澤大介君） ご覧いただく資料は資料 の最後の 2 ページになります。農地利用・形状変更届はありません。許可不要転用届の 4 条関係は 1 件あり、五和町の畑に農舎を建てるというものです。許可不要転用届の 5 条関係は 4 件あり、無線基地局の設置が倉岳町と河浦町に 1 件ずつ、県営事業道水路等が楠浦町と天草町に 1 件ずつありました。

続きまして、資料に記載はしてありませんが贈与税納税猶予継続に関する報告です。農業経営を引き続き行っている旨の証明願いが本渡町広瀬の方から 2 月 14 日に申請がありました。松原委員と事務局で申請者の自作地等確認したところ、問題ありませんでしたので証明書を発行致しました。以上です。

---

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 24 年天草市農業委員会第 2 回総会を閉会致します。

午後 3 時 50 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 佐藤駿二

署名委員 川峯正美